

令和7年度 「長崎県管理河川 減災協議会」幹事会

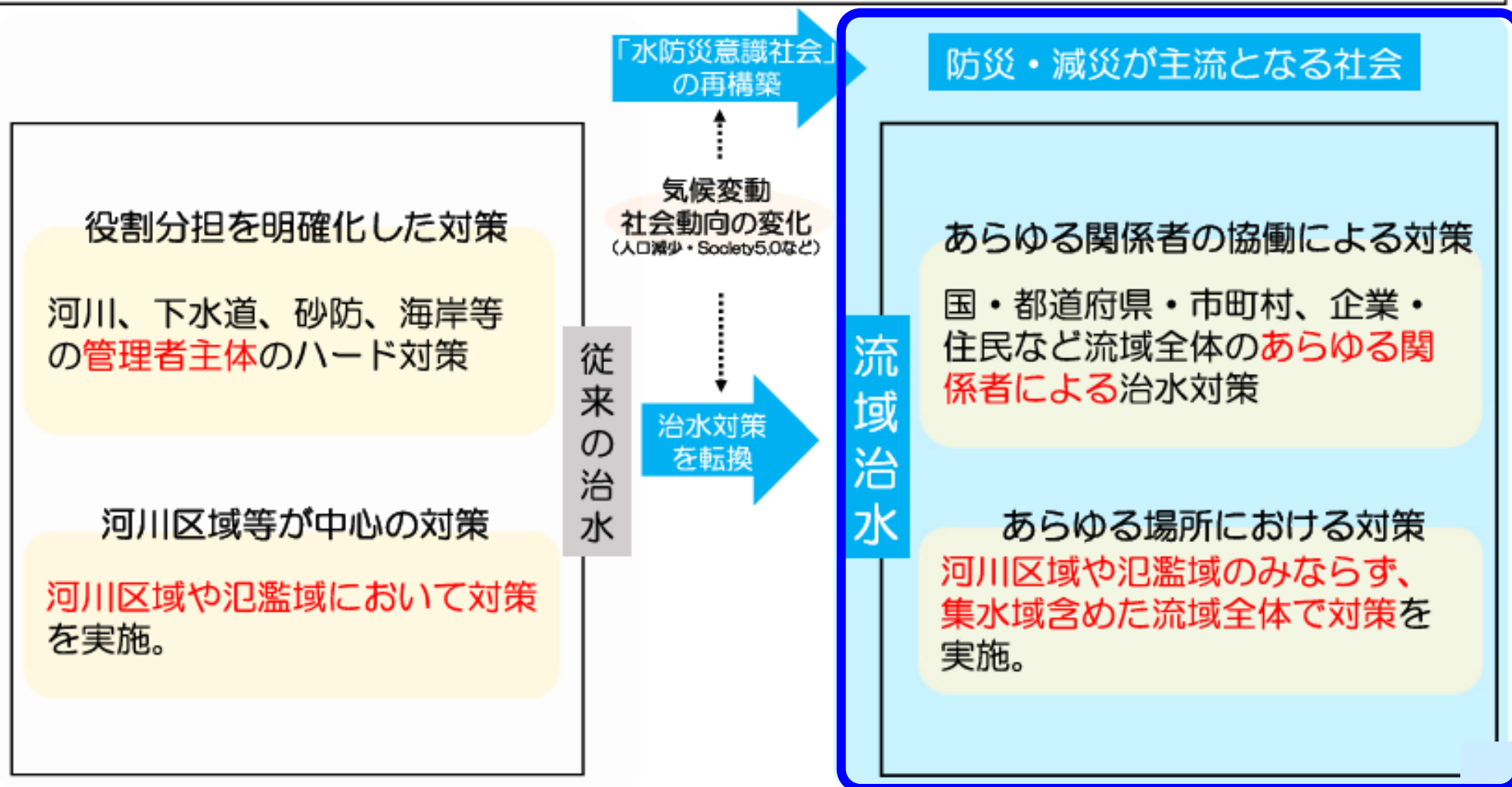
－ 防災対策の取組共有 －



令和7年6月3日
長崎県土木部河川課

「流域治水」への転換

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔県・市、企業、住民〕

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

〔国・県・市・利水者〕

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

〔国・県・市〕

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

〔国・県・市〕

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

〔県・市、企業、住民〕

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

〔国・県・市〕

二線堤の整備、
自然堤防の保全

氾濫域



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

〔国・県・市〕

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業、住民〕

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業、住民〕

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕

排水門等の整備、排水強化

流域治水協議会設置・流域治水プロジェクト策定状況

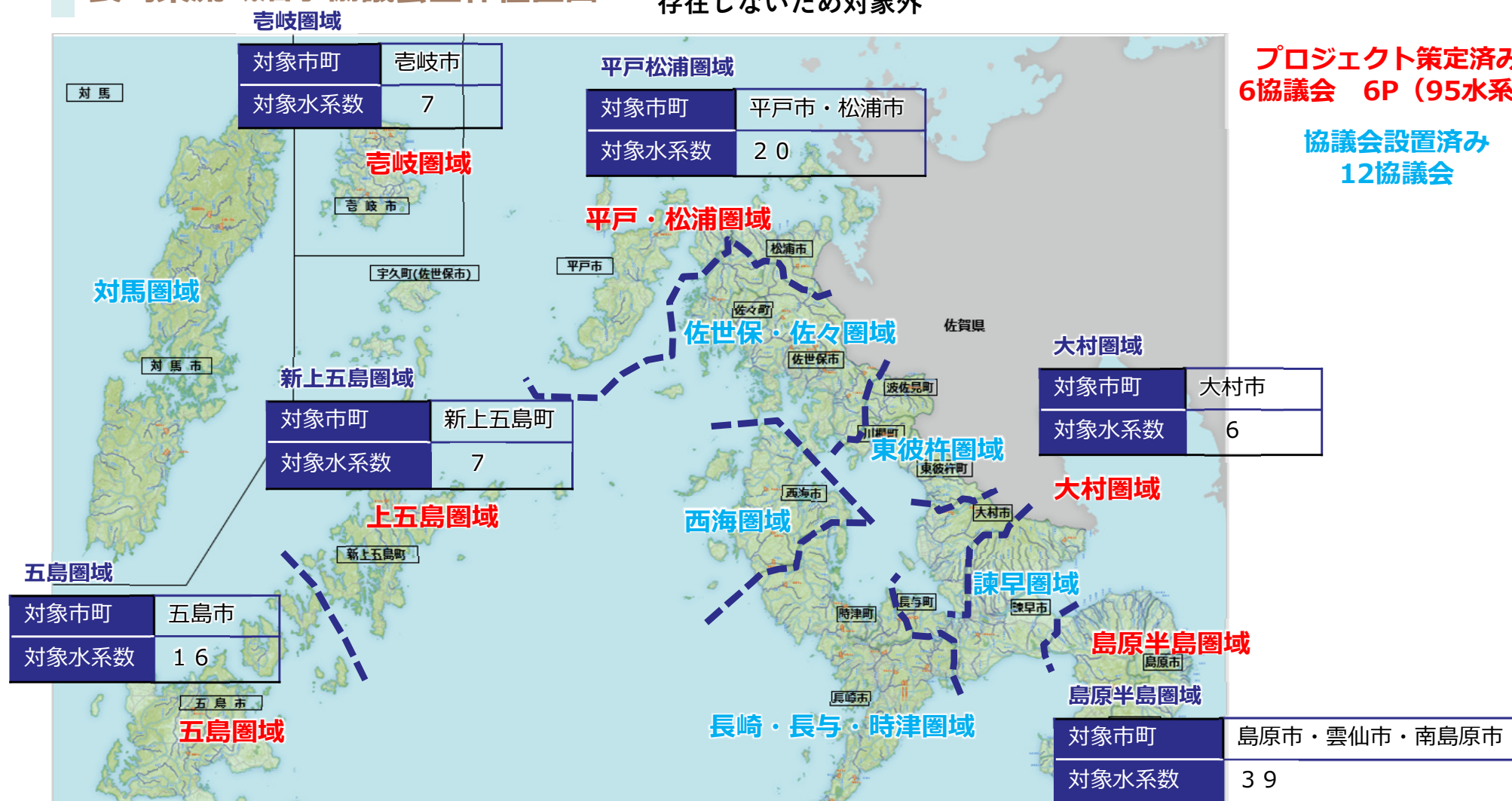
長崎県流域治水協議会全体位置図

※小値賀町は二級河川が存在しないため対象外

R7.4月

プロジェクト策定済み
6協議会 6P (95水系)

協議会設置済み
12協議会



令和7年度に6圏域でプロジェクトを策定し、県内全圏域の流域治水プロジェクト策定予定

資料 5

改正特定都市河川浸水被害対策法の概要(令和3年11月全面施行)

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同)の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**、雨水の流出を抑制するための規制、**水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等**、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



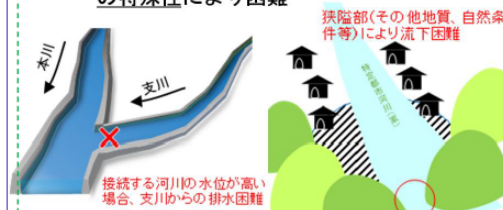
特定都市河川の指定要件

以下の要件1～3のすべてに該当

要件1 都市部を流れる河川

要件2 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

要件3 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難



※赤字は令和3年法改正により新たに追加された事項

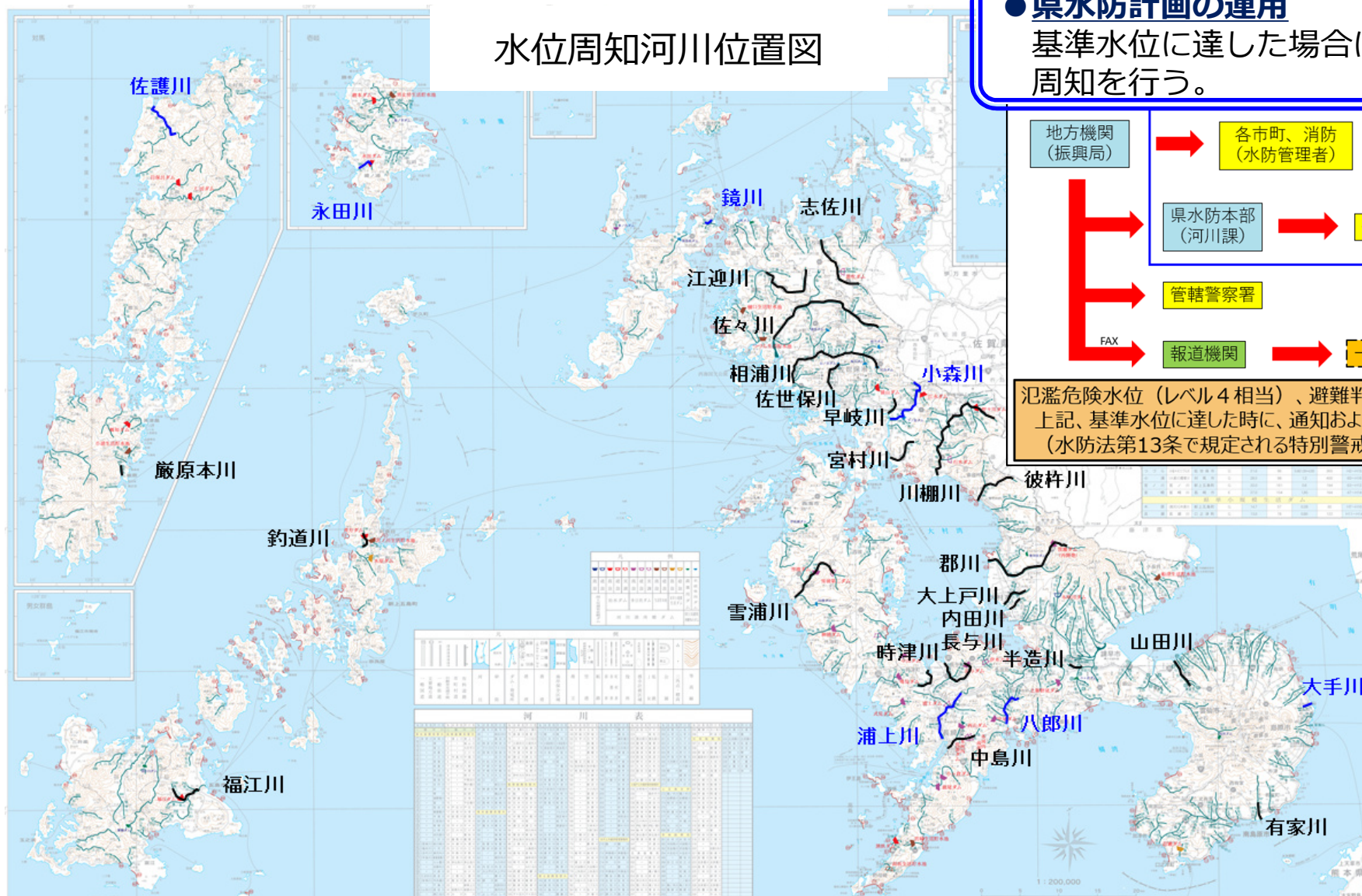
貯留機能を有する土地のイメージ

3) 水位周知河川の指定状況

06

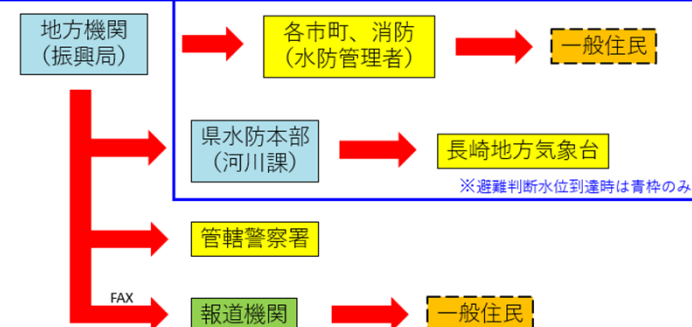
【取組】 長崎県が水位情報を通知および周知する河川（水防法第13条）指定河川を概ね各市町1河川を設定することとし、令和3年度末までに県内20市町において、13河川から29河川に拡大した。

水位周知河川位置図



● 県水防計画の運用

基準水位に達した場合は、通知および周知を行う。



氾濫危険水位（レベル4相当）、避難判断水位（レベル3相当）
上記、基準水位に達した時に、通知および周知を行う。
（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

4) 洪水浸水想定区域図の策定

07

【取組】洪水予報河川、水位周知河川に加えて、すべての一級河川、二級河川（住宅等の防護対象のある河川）が、洪水浸水想定区域の指定対象となったため、令和6年度までに対象河川368河川で洪水浸水想定区域図を作成。

【水防法①】洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大等

- 現行、大河川である洪水予報河川や水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、令和元年東日本台風等では、それ以外の**一級・二級河川において、河川氾濫による人的被害が発生**。
- これらの河川についても、**洪水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な水害リスク情報の提供が必要**。

【改正概要】

- ・洪水予報河川又は水位周知河川に加え、**一級河川及び二級河川**（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川））について、**洪水浸水想定区域の指定対象に追加**

（※）同様の考え方により、雨水出水及び高潮についても、浸水想定区域の指定対象を拡大

【洪水浸水想定区域の指定対象河川数イメージ】

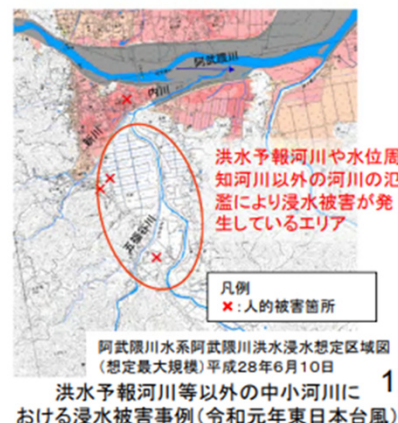
改正により、1級河川・2級河川約22,000河川のうち、円滑・迅速な避難確保等を図る必要のある河川を指定対象に追加

＜浸水想定区域を設定する河川の目標数＞

（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

区分	洪水浸水想定区域の指定対象河川数 (令和2年7月末時点)		
	洪水予報河川	水位周知河川	計
国管理 1級直轄区間	298	150	448
都道府県管理 1級指定区間 2級河川	129	1,560	1,689
計	427	1,710	2,137

現行の指定対象河川数



洪水浸水想定区域	指定数
水位周知河川	29河川
上記以外の河川	339河川
合計	368河川

※未指定河川：8河川

長崎振興局管内：多以良川水系白川川

黒浜川水系新神上川

江川水系新江川

神浦川水系鶴山谷川

島原振興局管内：中尾川水系中尾川

水無川水系水無川

県北振興局管内：志佐川水系ホキ川

神の川水系神の川

【取組】 水位周知河川に29箇所 of 河川監視用カメラを設置（NAKSSで確認）

河川監視用カメラの設置箇所一覧

振興局／市町	箇所数	河川名	振興局／市町	箇所数	河川名
長崎振興局			五島振興局		
長崎市	3	中島川, 浦上川, 八郎川	五島市	1	福江川
長与町	1	長与川	上五島支所		
時津町	1	時津川	新上五島町	1	釣道川
県央振興局			壱岐振興局		
諫早市	0	（半造川には国交省が設置済み）	壱岐市	1	永田川
大村市	3	郡川, 大上戸川, 内田川	対馬振興局		
島原振興局			対馬市	2	厳原本川, 佐護川
島原市	1	大手川	計 29 箇所		
雲仙市	1	山田川			
南島原市	1	有家川			
県北振興局					
佐世保市	6	相浦川, 宮村川, 早岐川, 佐世保川, 小森川, 江迎川			
佐々町	1	佐々川			
平戸市	1	鏡川			
松浦市	1	志佐川			
西海市	1	雪浦川			
東彼杵町	1	彼杵川			
川棚町	1	川棚川			
波佐見町	1	川棚川			

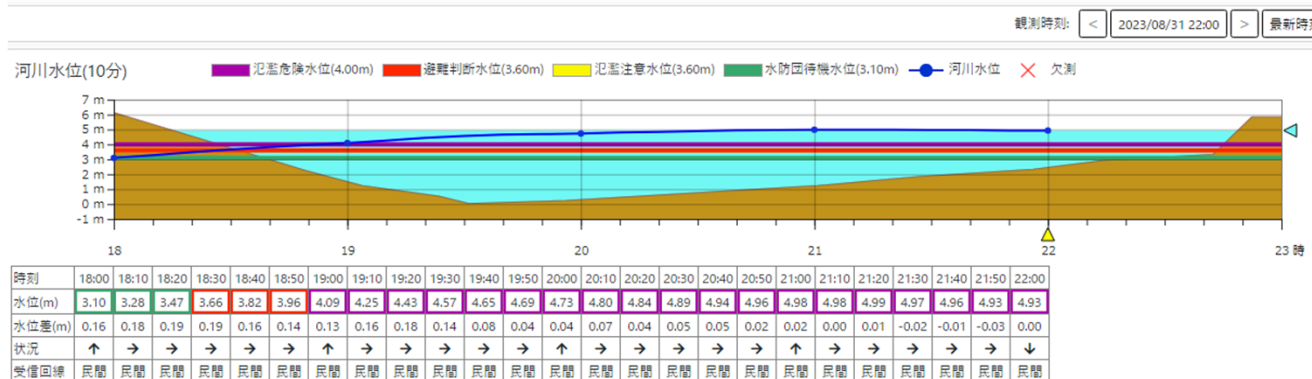


河川水位情報

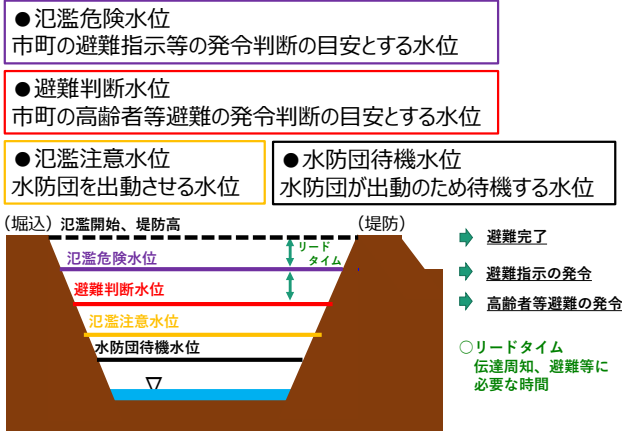
: 県が管理する河川312カ所に水位計を設置し、観測を行っている。

水位計は、河川の重要度などに応じて3種類。

■ 水位周知河川の設置水位計（29カ所）



ナックス水位計確認画面【水位周知河川】



設定水位について

■ その他河川の水位計（65カ所）

その他河川についても、平常時から河川の観測水位の計測発信を行っている。

■ 危機管理型水位計（218カ所）

既存水位計に加えた、この水位計の設置により、長崎県が管理する全ての河川の水系で水位観測を行えるようになっている。



ナックス水位計確認画面【危機管理型水位計】

6) 長崎県河川砂防情報システムの活用

10

河川監視カメラ

: 現在、県が管理する河川のうち29カ所に設置しており、監視カメラの画像により、常に最新の川の状況が確認できる。

平常時



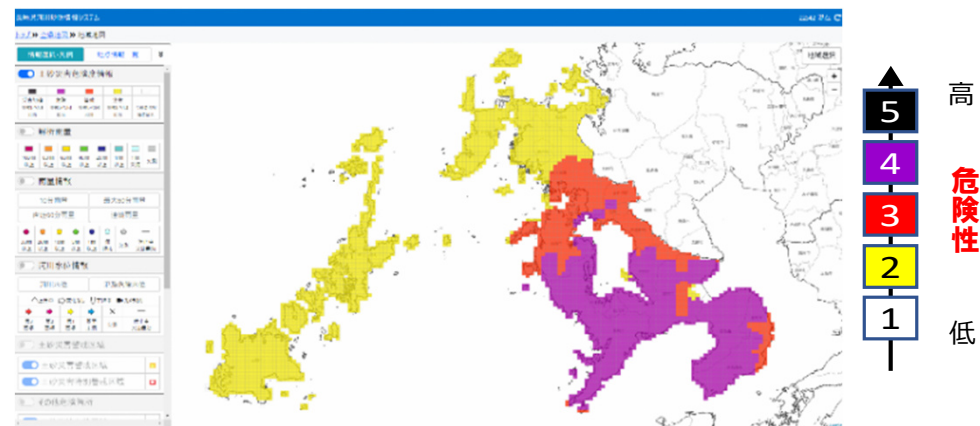
(令和4年7月)
洪水時



ナックス河川監視カメラ画像
確認画面(佐護川)

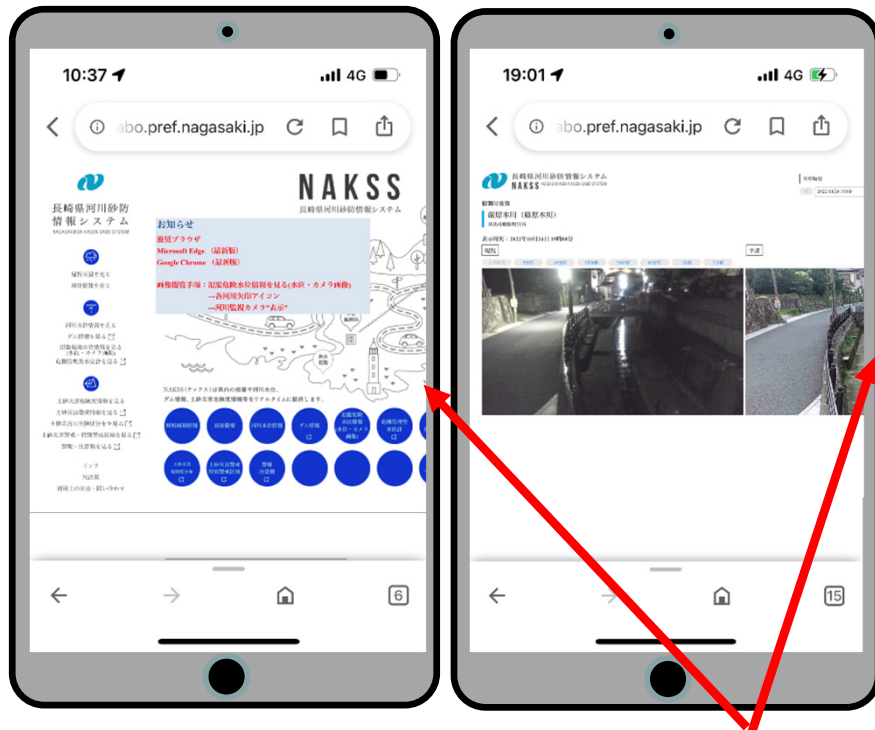
土砂災害危険度情報

: 県内の地域毎の、雨による土砂災害の高まりを視覚的に確認することができる。



ナックス スマホ版の配信

: 避難行動を検討するような場面における防災情報の視認性を高めるため、パソコン版に加えてスマートフォン版の閲覧サイトも運用



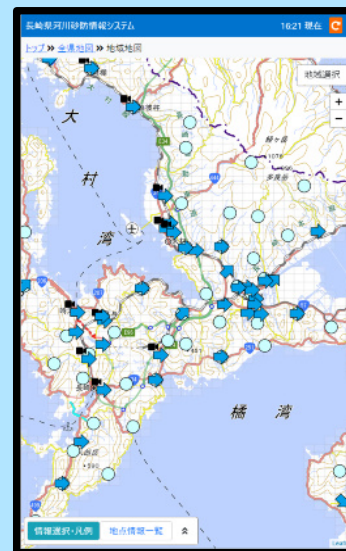
画面が見切れてしまう

今まではナックスをスマートフォンで閲覧すると横長の情報に対し縦長のデバイスであるため視認性が低かった。

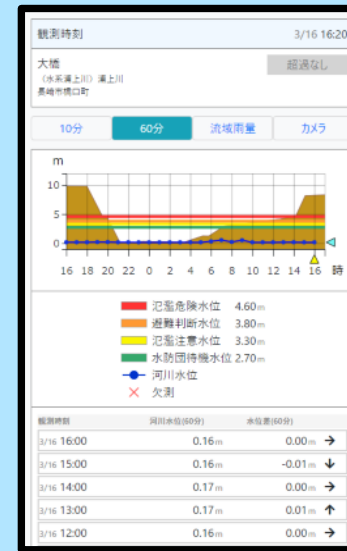
スマートフォン版イメージ



スマートフォン版
QRコード



地図選択画面



河川水位画面



河川監視カメラ画面

【取組】 令和2年の出水期から**既存ダムの事前放流の運用開始**。

『ダムの事前放流』とは

降雨予測等の精度向上を踏まえ、事前にダムの利水容量を放流し治水容量の増大を図り、計画規模を超える洪水に対しても洪水調節機能を発揮させるもの。

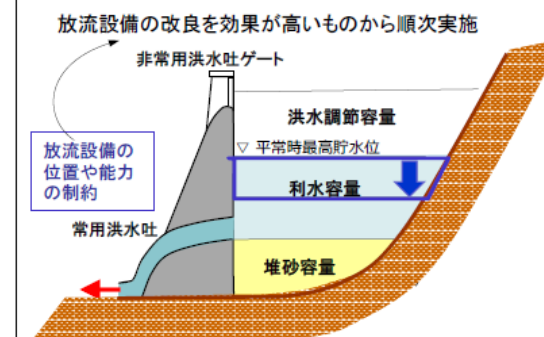
治水協定の締結状況（令和7年5月22日時点）

- 国土交通省所管ダム（治水・多目的ダム）：35ダム
- 国土交通省所管ダム（水道ダム）：3ダム
- 農林水産省所管ダム（農水・防災ダム）：9ダム

事前放流の実施状況（令和2～6年度：12回）

	年度	豪雨の名称	事前放流開始時刻	事前放流完了時刻	所在地	ダム名	水系	河川名	管理者
1	R2	台風9号・台風10号	8月31日14:00	9月7日8:00	五島市	繁敷	一の川	一の川	五島市
2	R2	台風9号・台風10号	8月31日14:00	9月7日8:00	五島市	川原	大川原川	大川原川	三井楽土地改良区
3	R2	台風9号・台風10号	8月31日14:25	9月7日8:00	五島市	浦の川	浦の川	浦の川	岐宿土地改良区
4	R2	台風9号・台風10号	8月31日17:00	9月7日8:00	対馬市	目保呂	仁田川	仁田川	長崎県
5	R2	台風9号・台風10号	9月1日10:00	9月7日8:00	長崎市	高浜	江川	江川	長崎県
6	R2	台風9号・台風10号	9月1日12:00	9月7日8:00	対馬市	仁田	仁田川	飼所川	長崎県
7	R2	台風9号・台風10号	9月1日12:00	9月7日8:00	対馬市	小浦	仁田川	樫塚川	長崎県
8	R2	台風10号	9月4日15:00	9月7日8:00	壱岐市	永田	永田川	永田川	長崎県
9	R2	台風10号	9月4日17:00	9月7日8:00	新上五島町	青方	釣道川	釣道川	長崎県
10	R4	台風11号	9月5日15:20	9月5日22:50	対馬市	小浦	小浦川	樫塚川	長崎県
11	R4	台風14号	9月18日9:45	9月18日14:20	五島市	浦の川	浦の川	浦の川	岐宿土地改良区
12	R5	台風6号	8月7日17:00	8月8日9:25	対馬市	小浦	小浦川	樫塚川	長崎県

①多目的ダムの事前の放流



②利水ダムの事前の放流

